

第 12 回

大 任 町 農 業 委 員 会 総 会

議 事 録

・ 召集年月日 平成27年7月10日

・ 召集場所 大任町役場研修室

・ 召集委員	1 番	宮本 実年	2 番	浦野 淳一
	3 番	杉原昭八郎	4 番	岩口 巖
	5 番	次谷 國勝	6 番	坂木 茂
	7 番	崎山 静夫	8 番	永原 高文
	9 番	佐々木次男	10番	山下サカエ
	11番	宇賀 里美	12番	黒木 千鶴
	13番	中山 隆博		

・ 欠席委員 なし

・ 出席委員 全委員

・ 出席職員名	農業委員会事務局長	田丸 広一
	事務局書記	西藤 宏輔

○ 総会次第は、次のとおりである。

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- ・ 土地改良届について
- ・ 耕作人変更届について

4 議 案

- ・ 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について

5 そ の 他

6 閉 会

議長（中山君） おはようございます。第12回大任町農業委員会総会を開催いたしましたところお忙しいのにもかかわらず皆さんにはご参集いただきまして誠にありがとうございます。

前回の農業委員会につきまして急きょ欠席させていただきまして、皆さんにはご迷惑おかけしましたことを深くおわびいたします。本日の署名委員さんを指名します。12番の黒木委員さん 1番の宮本委員さん よろしく願います。

それでは報告事項、土地改良届について事務局説明をお願いします。

担当（西藤君） 土地改良届について（1件）を朗読。

議長（中山君） 事務局の説明を終わります。
課長から補足説明はありませんか。

課長（田丸君） はい、所有者には申請書のとおり、嵩上げの高さを守ること、嵩上げすることで隣接する田んぼに土など流れ込まないことを指導しております。また、守らない場合は元の状態に戻してくださいということがあるので必ず遵守するよう申請者に指導しております。

議長（中山君） 続きまして、報告事項、耕作人変更届について、事務局説明をお願いします。

担当（西藤君） 耕作人変更届けについて（1件）を朗読。

議長（中山君） 担当の説明を終わります。これは報告事項でございますので、次の議題に移らせていただきます。
議案第31号農地経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

担当（西藤君） 議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について（5件）を朗読。

議長（中山君） 事務局の説明を終わります。課長の補足説明ありませんか。

課長（田丸君） ありません。

議長（中山君） 課長の補足説明がないとすることで終わります。これより審議いたします。

議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について、どなたかご質問ありましたらお願いします。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第31号の37番について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号の37番について承認することについて決めます。
次に、議案第31号の38番について、ご異議はございませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号の38番について承認することについて決めます。
次に、議案第31号の39番について、ご異議はございませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号の39番について承認することについて決めます。
次に、議案第31号の40番について、ご異議はございませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号の40番について承認することについて決めます。
次に、議案第31号の41番について、ご異議はございませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号の41番について承認することについて決めます。

議長（中山君） それでは議事を終わらせていただきます。
次にその他に入らせていただきます。委員さんの方から何かありましたら、お願いします。
よろしいでしょうか、なければ事務局から何かありません

課長（田丸君）

はい、事務局からご報告をさせていただきます。
先月の総会で坂木委員からご意見がありました下今任と桑原地区に位置する薬局コーエイの建設予定地の除草作業の件については、県の転用許可が下りるまでに日にちを要していたことから、業者が工事に着手できなかったため、先月の総会終了数日後に着手いたしましたのでご報告します。以上です。

議長（中山君）

ほかに何かございませんか。ないようでございますので、それでは第12回大任町農業委員会総会を閉会させていただきます。皆さん有難うございました。

（10時30分 閉会）

大任町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録に署名・捺印をする。

平成27年 月 日
委員名（ ） 印
委員名（ ） 印

